

県議会のあり方に関する検討委員会活動方針・計画

1 基本方針

県議会のあり方に関して取り組むべき事項について、協議又は調整を行う。

具体的には、検討する必要があると考えられる項目を洗い出した上で、次の（１）と（２）とに仕分けし、それぞれ記載のとおり処理する。

（１）検討委員会で検討すべき項目

具体的な検討を行い、一定の結論を出す。

（２）別の協議の場で検討すべき項目

方向性を示した上で、別の協議の場に検討を引き継ぐ。

2 委員会の開催ペースについて

委員会の開催ペースについては、次のとおりとし、全体で１０回程度とする。

ただし、検討項目数、進捗状況等によっては、別途開催することもある。

（１）開会中（１週間前議運も含む）

２回程度（１週間前議運開催日、特別委員会開催日）を目途に開催する。

（２）閉会中

１回程度（閉会中の常任委員会開催日）を目途に開催する。

3 先進地（県外）調査について

今後、検討していく中で、必要に応じて実施する。

4 検討結果の報告方法について

検討結果、経過等は、随時、県議会ホームページに掲載するなど、県民に公表する。

なお、最終報告については、２月定例会までに行う。

5 協議の進め方について

議論の内容によっては幹事長会議に協議の場を移すこともある。

6 その他

委員外議員は、他の委員会（常任委員会等）と同様の取扱いとする。

7 今後のスケジュール（開催予定）について

開催予定	内 容
第1回（6/22）	委員会活動方針・計画の決定等、検討項目の提出依頼（次回までに）
第2回（6/29）	（前回の持ち帰り事項の協議・決定） 検討項目の提案・仕分け・絞込み作業等
第3回（7月下旬）	（前回の持ち帰り事項の協議・決定） 検討項目の具体的検討等
9月～12月 ※この間、数回開催	検討項目の具体的検討等 ※必要に応じて先進地（県外）調査を実施
1月下旬	検討結果の取りまとめ
2月定例会までに	最終報告

※ 上記日程は、委員会の進捗状況等により変更することもある。